さがえ いきいき参画プラン
（第４次寒河江市男女共同参画計画）の概要

計画策定の趣旨

- 本市では、男女共同参画社会（※1）の形成を目指し、平成26年３月の第１次計画策定以降、時代のニーズに合わせて計画を更新しながら、施策を推進してきました。
- 今年度に実施した意識調査（※2）では、前回調査（令和３年度）に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活における男女間の役割分担については「夫婦が同じくらい」と回答した割合が増加するなど改善の兆しが見られました。しかし、全体としては、前回調査から大きな変化はなく、性別による固定的役割分担意識（※3）や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。
- 加えて、配偶者等からの暴力（DV）の問題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題が存在しています。
- この間、国においては、令和８年３月に、第６次男女共同参画基本計画を策定し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組に反映することが必要であるとしています。また、配偶者等からの暴力や生活の困窮などの困難な問題を抱える女性をめぐる問題が浮き彫りとなり、令和６年４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、女性への支援を強化する取組が求められています。
- 今年度末に現計画が終了することから、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した「さがえ いきいき参画プラン（第４次寒河江市男女共同参画計画）」を策定するものです。

計画期間

- 令和９年度から令和13年度までの５年間

計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法に基づいた計画として位置づけ
- 「基本目標Ⅱ　あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり」の部分を女性活躍推進法（※4）に規定する「市町村推進計画」として位置づけ
- 「基本目標Ⅲ　個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり」のうち、施策の方向９「あらゆる暴力の根絶」の部分をＤＶ防止法（※5）に規定する「市町村基本計画」として、施策の方向11「様々な困難を抱える人への支援や多様性の尊重」の部分を女性支援新法（※6）に規定する「市町村基本計画」として位置づけ

（※１）・・・男女が対等の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
（※２）・・・男女共同参画社会に関する意識調査。令和８年６月24日～７月10日実施
（※３）・・・「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること
（※４）・・・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
（※５）・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（※６）・・・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

計画の基本方針

《基本理念》

誰もが　お互いを尊重し　活躍できるまち　さがえ

市民一人ひとりが、性別にかかわらず、自らの個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面で活躍できる環境づくりを目指して、３つの基本目標を柱に施策を展開し、「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。
多様性を認め、相互に理解し尊重する社会のもと、仕事、家庭、地域等あらゆる分野で、誰もがいきいきと輝くことができるよう、夫婦間の協力や働き方の柔軟化、地域における男女の参画促進等の施策を通じて、持続可能で活力ある「さがえ」の実現を目指します。

《基本目標》

Ⅰ

人権尊重の理念に対する理解や固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、社会慣行の見直しにつながる周知・啓発や教育・学習の充実、女性の地元定着の促進を行うなど、**「性別にかかわらず、お互いを尊重し認め合う社会の基盤づくり」**に取り組みます。

【具体的な施策】
- ●人権に対する理解を深めるための啓発の推進
- ●男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- ●男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成
- ●女性の地元定着、都市部からの女性の定住・回帰の促進

など

Ⅱ

労働に関する法律・制度等の普及や男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり、女性のニーズに応じた支援、行政の政策・方針決定過程や地域活動等における男女共同参画の促進など、**「あらゆる分野において、一人ひとりが活躍できる環境づくり」**に取り組みます。

【具体的な施策】
- ●ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備
- ●行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進
- ●女性の創業に対する支援
- ●自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進

など

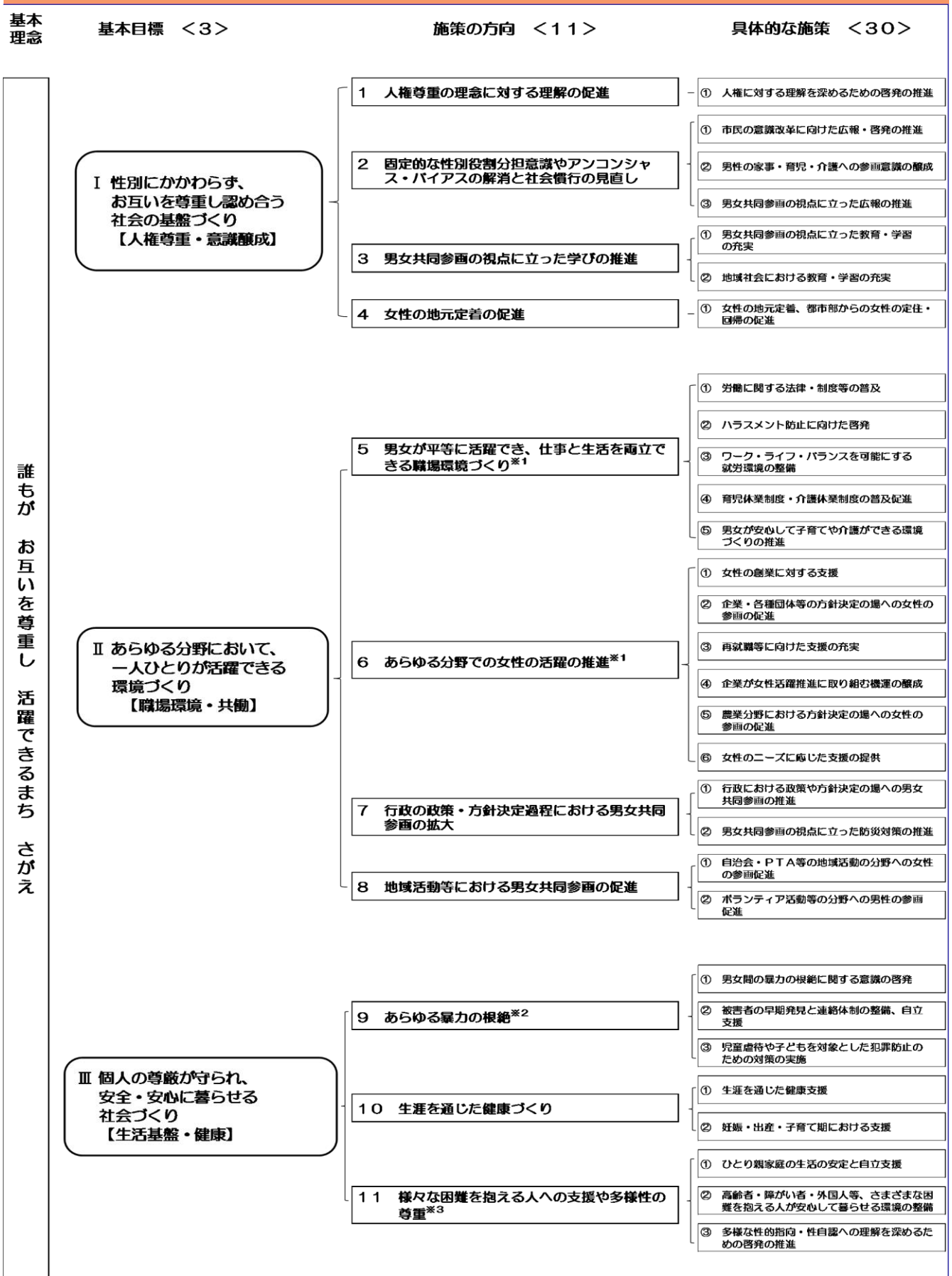
Ⅲ

重大な人権侵害である暴力の根絶に向けた意識啓発や被害者支援のための体制整備等に取り組むほか、生涯を通じた健康の維持・増進を図るための健康支援、様々な困難を抱える人への支援や多様性の尊重など、**「個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり」**に取り組みます。

【具体的な施策】
- ●男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発
- ●生涯を通じた健康支援
- ●多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進

など

施策の体系



※1：女性活躍推進法第6条第2項に規定する推進計画
※2：DV防止法第2条の3第3項に規定する基本計画
※3：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に規定する基本計画